

単品スライド条項適用について（増額および減額）

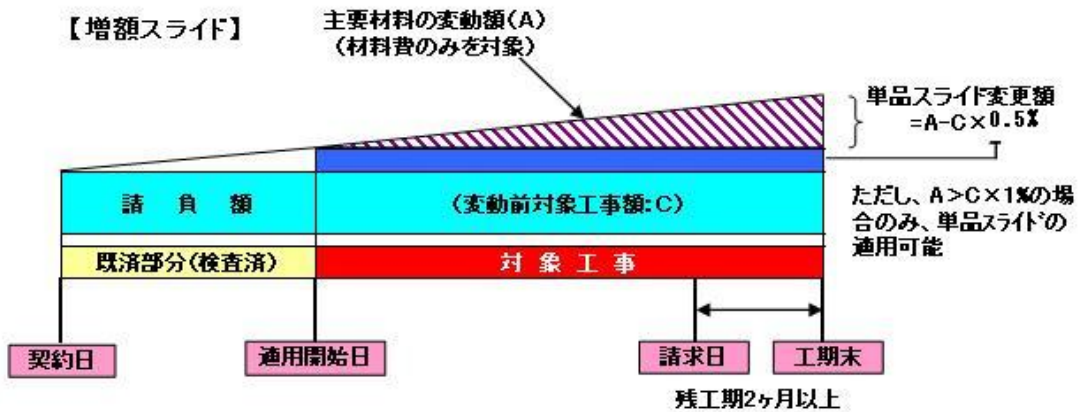
江戸川区工事請負約款第20条6項に定めるいわゆる「単品スライド条項」については急激かつ著しい物価の変動があった場合に鋼材、燃料油についてこの条項を適用し区または受注者の協議により契約変更を求めることができるとしました。（平成20年6月19日施行）

また、鋼材、燃料油以外の資材について、物価変動が明確である場合も契約変更をすべき事情が生ずるとして、対象品目の拡大を実施しました。（平成20年9月17日施行）

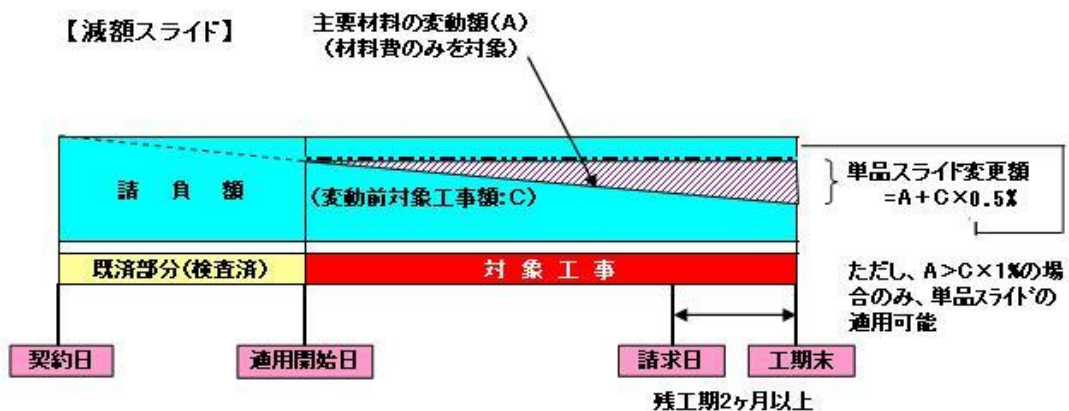
上記のとおり「単品スライド条項」は増減額両局面を規定していますが、これまでは物価の上昇局面のみを前提として増額スライドが運用されてきました。しかしその後、鋼材等主要資材の実勢価格の急激かつ著しい下落が見られ、減額スライドの対象となる可能性が生じたため、下記のとおりこれまでの増額スライドに加え減額スライドの具体的運用を定めることとします。

この取扱いは平成22年1月1日より施行し適用します。但し、この適用日以前に締結した契約のうち、平成20年6月19日時点で契約期間内またはその時点以降に締結した契約（増額スライド適用対象契約）であって、契約期間中のものも適用対象とします。この場合、既に部分払いを行った分についても本取扱いを適用するものとします。

増額スライドのイメージ



減額スライドのイメージ



単品スライド条項	増額スライド	減額スライド
対象品目	<p>① 鋼材類 H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品（管材、ガードレール等）、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料</p> <p>② 燃料油 ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油</p> <p>③ ①、②以外の資材で価格上昇要因が明確であるもの（以下「その他の資材」という）</p>	同 左
適用対象契約	<p>契約書に単品スライド条項が規定された工事請負契約で、適用日時点で契約期間内または契約締結が適用日以降のもの（適用日は、資材ごとに定める適用日を基準とする）</p>	同 左
適用条件	<p>資材価格の変動額（※1）が、基準額（※2）を超えた場合</p> <p>※1 鋼材類及び燃料油、その他資材の品目のそれぞれの変動額（ただし、適用日以前に既済部分がある場合は、既済部分に含まれる資材の変動額は含まない額、一部しゅん功も同様）</p> <p>※2 基準額：対象工事金額（※3）の1%</p> <p>※3 対象工事金額は契約金額を基本とするが、適用日以前に既済部分がある場合は、契約金額から既済部分に相当する金額を控除した額（一部しゅん功も同様）</p>	同 左

単品スライド条項		増額スライド	減額スライド
契約変更時期等		工期末の2箇月前までに、受注者からの請求を受け、工期末に契約変更を実施（請求時の資材購入に関する資料提出を原則とするが、建築工事等は簡略化）	工期末の2箇月前までに、発注者が請求を行い、工期末に契約変更を実施（請求時の資材購入に関する資料提出を原則とするが、建築工事等は簡略化）
負担額	受注者負担額	対象工事金額（※3）の0.5%相当額 （経済情勢等を考慮するとともに、都における工事が中小企業者に多く発注されている状況も勘案し、当初1%としていた受注者負担を軽減、また、これにより関係下請等への支払い効果も期待）	—
	発注者負担額	—	対象工事金額（※3）の0.5%相当額
契約変更金額の算定方法		「工事請負契約における単品スライド条項の運用についての取扱」（増額） http://www.youchikeiri.city.edogawa.tokyo.jp/info/20100201/zougaku.pdf	「工事請負契約における単品スライド条項の運用についての取扱」（減額） http://www.youchikeiri.city.edogawa.tokyo.jp/info/20100201/gengaku.pdf

単品スライド条項	増額スライド	減額スライド
<p>契約変更手続きの流れ</p>	<p>1 単品スライド条項適用による請負代金額の変更請求(様式1、様式1-1)変更協議書を発注者に提出(契約工期の2ヶ月前までに提出)</p> <p>2 上記1のスライドの請求日から7日以内に、発注者が請負者から提出された証明資料等によりスライド条項適用の可否を判断し、該当する場合は受注者へスライド協議開始日を通知(様式2)</p> <p>3 原則スライド協議開始日までにスライド前最終変更を実施(最終変更額・数量確定)</p> <p>4 協議開始後14日以内に、受注者から提出された証明資料等(様式3、様式3-1～3等)により両者協議のうえ、スライド額を確定し、発注者は請負者へ変更協議書(様式4)を送付</p> <p>5 単品スライド条項適用による契約金額変更がある場合は、協議開始後45日以内を目処に、単品スライド条項適用による変更契約(様式4-1)を締結</p> <p>6 変更契約締結</p>	<p>1 発注者は減額スライド適用の可否を判断し、該当する場合は契約金額(減額)の変更請求及び協議の開始日を受注者へ通知(様式1)(契約工期の2ヶ月前までに通知)</p> <p>2 原則スライド協議開始日までにスライド前最終変更を実施(最終変更額・数量確定)</p> <p>3 協議開始後14日以内に、発注者が作成したスライド額算定資料により両者協議のうえスライド額を確定し、受注者へ変更協議書(様式4)を送付。 ただし、発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てる場合は、実際に各対象材料を購入した際の証明資料等(様式3、様式3-1～3等)を発注者へ提出し、運用基準に基づきスライド額を確定</p> <p>4 単品スライド条項適用による契約金額変更がある場合は、協議開始後45日以内を目処に、単品スライド条項適用による変更契約(様式4-1)を締結</p> <p>5 変更契約締結</p>
<p>単品スライド様式集</p>	<p>○単品スライド適用請求 (様式1) 請負者用(増額スライド用)</p> <p>○契約金額変更請求額概算計算書 (様式1-1) 請負者用(増額スライド用)</p> <p>○協議開始日通知書 (様式2) 発注者用(増額スライド用)</p> <p>○契約金額変更請求額計算書 (様式3) 請負者用</p>	<p>○単品スライド適用請求及び協議開始日通知書 (様式A) 発注者用(減額スライド)</p>
<p>様式は保存した上で使用して下さい。</p>		

単品スライド条項	増額スライド	減額スライド
単品スライド様式集	<p>○契約金額の変更の対象材料計算総括表ほか(様式 3-1) (様式 3-2) (様式 3-3) 請負者用</p> <p>○変更協議書 (様式 4 及び様式 4 別添) 発注者用</p> <p>○変更契約書 (様式 4-1) 発注者用</p> <p>○スライド調書 (様式 4-2 及び様式 4-2 別添) 発注者用</p> <p>○単品スライドに関する問い合わせ様式 (様式) 請負者・発注者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>様式は保存した上で使用して下さい。</p> </div>	
単品スライド条項運用マニュアル(暫定版)国土交通省ホームページ	http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000018.html	
契約変更の特例	変動額算定方法確定までの期間における特例的な取扱を規定	—
情報の公開	単品スライド条項の申請、請求状況、適用状況について、個別案件ごとの情報を公開 (適用実績一覧)	同 左
相談、問合せ	※個別の契約案件については、工事監督員または工事主管課に設ける担当窓口	
	都市開発部 施設課 事業調整係	03-5662-6573
	土木部 街路橋梁課 工事第一係	03-5662-8426
	土木部 街路橋梁課 工事第二係	03-5662-1895
	土木部 区画整理課 調整係	03-5662-1920
	土木部 保全課 保全サービス第一係	03-5662-1945
	土木部 保全課 保全サービス第二係	03-5662-1932
	総務部 用地経理課 契約係	03-5662-1006